

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から離職した昭和〇年〇月までの間、A市所在のB会社（昭和〇年〇月〇日～昭和〇年〇月〇日勤務）及びC会社（昭和〇年〇月〇日～昭和〇年〇月〇日勤務）において、配線工事作業員として各工事現場に出入りする中で、石綿が吹き付けられている周辺で作業を行っていた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月頃から体調が相当悪かったところ、自宅で療養していたものの、同年〇月に容態が悪化し、D医療センター（以下「D医療センター」という。）に入院したが、同年〇年〇月〇日死亡したとしている。死亡診断書には、直接死因として「悪性リンパ腫」、その原因として「不詳」と記載されている。

請求人は、被災者が石綿ばく露作業に従事したことが原因で発症した疾病により死亡したとして、監督署長に療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたが、監督署長は、被災者に発症した疾病及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の疾病及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者が死亡した原因は、長年の石綿ばく露作業に従事したことにより、肺がんになり患し、それが悪化したことにあり、業務上の疾病に該当すると主張しているので、以下において検討する。

(2) 厚生労働省労働基準局長は「石綿による疾病の認定基準」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)を定めており、その要旨は、上記1で引用した「判断の要件」に掲げるとおりであり、当審査会としては、その制定の経緯に鑑み、当該認定基準は妥当であると思料することから、以下、認定基準に基づいて判断する。

### (3) 石綿ばく露作業への従事と従事期間について

被災者は、昭和○年○月から昭和○年○月までの約31年間、配線工事作業員として新築・解体・改築等の工事現場に出入りしており、石綿が吹き付けられている周辺での作業や粉じんの多い中での作業に従事していたことが確認され、認定基準上の10年以上の期間、石綿にばく露する業務に従事していたものと認められる。

### (4) 原発性肺がんの有無について

被災者が肺がんになり患したことは医証(画像診断及び腫瘍マーカー等の所見)から確実であると認められるが、認定要件で定める「原発性肺がん」であることを証明する客観的根拠を示す資料は認められていない。加えて、被災者は肺がん発症時(平成〇年〇月の胸部X線写真で右上肺野に異常影が認められていることから、遅くともこの時期には発症していたものと思料されるが、確定診断には至っていない。)には既に皮膚悪性リンパ腫になり患しているところ、同疾患は必ずしも皮膚に限局した疾患ではなく肺を含む全身に転移する可能性があり、また、悪性リンパ腫は肺に新規に発症することもあることを考えると、悪性リンパ腫による肺腫瘍である可能性を除外できないものである。

以上のとおり、被災者の肺がんについては、原発性肺がんとの確定診断はなされていないこと、肺がん発症時には既に皮膚悪性リンパ腫になり患していることなどを考慮すると、当審査会としては、原発性肺がんとは認められないと判断する。

- (5) 請求人は、入院先の病院から被災者が悪性胸膜中皮腫になり患していた旨の説明を受けていたと主張しているので、これについて検討する。

被災者が右胸水貯留増悪で入院したD医療センターで平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同月〇日の計3回施行された胸水細胞診による病理診断では、大型の異形細胞の集簇巣がみられ、免疫染色により当該細胞は悪性リンパ腫のマーカーであるCD30陽性の悪性細胞と診断されている。検体がセルブロックであり組織標本ではないため確定診断には至らないとされているが、同病院の病理診断担当医は悪性リンパ腫を強く疑うと所見しており、胸水貯留の原因は、皮膚悪性リンパ腫の転移によるとするF医師の意見は妥当であり、石綿に起因する中皮腫による胸水であることを支持する客観的根拠を見出すことはできないものである。

- (6) 以上のことから、被災者の死亡は、皮膚に原発した悪性リンパ腫の胸膜転移によるものであると考えることが妥当である。

- (7) さらに、被災者の直接死因である悪性リンパ腫と石綿ばく露との関連については、E医師は、意見書において、「皮膚悪性リンパ腫は職歴と関係がない。」との所見を述べていることから、当審査会としても、悪性リンパ腫と石綿ばく露作業従事との間に相当因果関係があるとは認められず、被災者の疾病及びその死亡は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。